大清會典

一

浪四

内閣文庫
和書
類 號 冊 函 架
三二五六九 三九二 一五二 一七

第百七十二函

内閣文庫
番號 和 32569
冊數 394 (320)
函號 152 121

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

慶長十二未年

大御番松平右京亮定綱

同苗左京亮忠勝

同苗左京亮忠政

大御番

忠勝伏見城大坂乃番仕候

寛永十酉年六月二日死七十一歳

慶長十一丙午年

山城守秀頼家臣願

大御番水野對馬守組

大御番松平石見守組　三百石　山城傳右衛門　家重

家重伝見京の絵書小者の事

度々

元和元乙卯年迄大坂に居小姓

元和八戊午年六月二日死六十三歳

慶長十二未年

小林平左衛門

大御番頭中之組

大御番組 二百俵 小林信吉 元吉

後二百石俵

元吉御見の御事小林信吉度々
忠節加恩有之二百石俵ふ
ゑ也

寛永九申年二月十六日

名御院殿乃御ゆるしみとして金蛙
をたまる

寛永九申年 月 日御暇奉行

寛永十七庚辰年　月　日　御書御国書
の写
之石御加恩本領を安堵仕候
之石又御加恩本領を安堵仕候
以上四万石領となり申
明暦二丙申年正月十九日江戸大火乃
時江城焼と二丸城移申ス時
江戸御駕籠の側となり走廻
長大風強火焔烈しく
御駕籠の中へ吹入一城所死
事小者四人と十月廿一日
當中小者三人と相年御足軽組
相伴御供仕候ハ黄金拾枚
うちゆる御遣様の御紋付
御小袖を給ル
辞小者清小八
寛文元辛酉年閏八月十三日死七十六歳

慶長十二未年

家解

田澤七右衛門忠兵衛

御書外之人

大和書外平石見守組　旨右　田沢久右衛門

大坂表度の儀ふ遊ひて切の儀

大和出なりして百石侍を加へ

元和九音年石

元和八未年大坂城に居屋小ゑり

ふ宿りして

元和八未年九月九日於大坂城討死仕

七歳

慶長十二未年

天正十年年六月廿六日被死

大御番松平右衛門尉 二百石 青木大善右衛門 後に五百石

仲番外之人

青木伊豆右衛門二男

右永代見系大坂の者也小手の者

度〻

寛永九申年二月廿六日

右德院殿の御小姓として

令奉公之者也

寛永十酉年二月七日御加恩

二百石下総国海上郡蛇苅谷

村ふくさ迄四九五石
同年八月二日品川ふて馬様ち渡
りなしとして送物を同並しとて
三度ふきて上総の小周集郡
八幡村ふて寄加恩百十石そんしなし
九五百十石

寛永十八巳年二月廿九日死七十二歳

慶長十二未年

慶長六丑年御目

大御番松平石見守組

中根檜六信友二男惣領

御番衆之人

二百石　中根檜六友次

後二百三十石九斗　後七百俵
八百三十石九斗

大坂の役ふ八随ひ高ち首帳ふ
友次ら名をのせ申ち
寛永二丑年寄加恩二百三十八石九斗
九二百三十八石九斗余
友次伝見の跡ち書し安部摂津組
ちて系ら

寛永九申年二月廿六日
台徳院殿の御かくれとして金奉
を給ハる
寛永十酉年二月七日更に加恩二百石
下総の国香取郡作地山村并矢作
村にて下されし凡五百二十八石九斗
御材木奉行
寛文五巳年八月廿四日死

慶長十二未年七月廿一日
大御番松平石見守組
大番[illegible]
大御番松平大隅守組
[illegible] 大番久蔵正次
後二百俵　後十俵
正次伏見の二年番小弟也又大坂
両度乃役ニ逢ふ
寛永二寅年十二月十二日死 年[illegible]十一歳

慶長十一未年

大御番松平信貞年組　二百俵　尚基卒勝時

大御番水野對馬守組　大御番[illegible]尚時[illegible]

後に百石

妻浅野内匠頭長矩の[illegible]

勝時京大坂伏見の警固[illegible]

度〻

寛永九申年二月廿六日

台徳院殿の御[illegible]

令辞を[illegible]

寛永十酉年二月七日並御加恩

二百石是迄の庵主と称ふ
治平常陸の国安中郷信太郎乃
うちまてのさま元祖百石
元徳元申年三月廿日父失ぬ
こゝ悟なりまハ遺跡を頼す

一百治二つの年辞入本多出羽守組
延宝八申年八月廿日死九十歳

慶長十二未年

大御書松平石見守組　加賀守家来　古屋三市之丞勝心

御使者古屋三市奮出古西願

慶長年中大御書組頭

大坂の役ハ随ハ大月廿日番所
松平石見守康定ハ為馬ハ
御供を免さるゝ
水野淳正忠松平出雲守ら指揮を
受ハ御使者菊田月八合乗
御供しる

国立公文書館
National Archives of Japan

元和二辛巳年御入部
大御番松平丹後守組
小入

慶長十二未年

大御番松平右兵衛守組　上田左庫助元俊二男
二百十六石　上田万之助元汝

元汝小影地二百十六石を給る
辭

慶長十三申年九月十四日山城の國
伏見にて死二十九歳

慶長十九年

慶長八卯年閏月

大御番松平右京亮組　二百石　井上三右衛門

大坂落城ノ後ハ戦小姓ニ

寛永十二子年六月十九日死

井上三右衛門勝為長

御番外之人

慶長十六辛亥年

大和国松倉領　二万石　中山六郎右衛忠亟

中山右衛勝政

後に四万石

元和元年二月廿日忠亟京都見大坂乃城番小番ヲ申付

大坂城番の役ハ隨ひ

寛永十四年二月七日並ニ加恩

二万石ヲ給の四番役番のうち

しゅくりょう（宿料）ハ迄の廉米ニ

乗増となり　九万石

御天守番之頃

寛文元丑年十一月廿一日死去仕候
免さるる

寛文六丙午年正月八日致仕道及と
云

天和二戌年九月廿二日死九十歳

慶長十六亥年

大御番松平石見守組　一百二十六石余　後　二百二十六石余　又百二十六石余

右田九郎兵衛尉

御小性

右田九郎兵衛尉石高百五拾石頂戴

右久京大坂乃両度小手之事度〻

其後御加恩二百石九百二拾六石余

寛永九申年二月二十六日

台徳院殿乃御かゝ〻人として令奉公

候也

寛永十酉年二月七日並御加恩

二百石九人中余　冨士見番之頃

寛文元丑年閏八月二日死七十三歳

慶長十八丑年

慶長八卯年御目

大御番松平石見守　七百石　中山義信忠勝

後九百石

中山義信忠光惣領

御番外之人

大坂表の儀小酒井

寛永九申年二月廿六日

台徳院殿のもけ〻みとして

金五枚を給ひ

寛永十酉年二月七日御加恩

二百石九百石

寛永十二亥年十月廿日死

国立公文書館
National Archives of Japan

寛文十一亥年正月十八日死七十七歳

慶長十九寅年

大御番松平信貞組　二百石　神保三郎右衛門長之

神保八郎兵衛長次嫡子

江戸甲賀元

後二百石

長之伏見京大坂ヘ罷出小番ヲ

寛永元子年十二月江戸甲賀組の

うちヲ以て市加恩百石ヲ元二百石

同年四光の市供小姓ヒ

寛永十年正月十日小十人頭

同日市加恩二百石ヲ以引入同組乃

うちヲ以て合百九百石

寛永六巳年十二月　日布衣ゟ
免さる
寛永十酉年　月　日並ゟ加恩之品
左之通
元和元申年十二月十六日遠藤周防守
義孝元辰年六月　日ゟ加恩二百石
九百石
万治元戌年六月六日死六十四歳

慶長十九寅年
慶長十七子年御召
大御番松平右衛門尉
寛永十酉年二百石　寛永七庚午年京都
御番外之人
寛永令之所京藤養子
大坂の役ゟ抽ん
御腰物持
寛永九申年二月十六日
安藤対馬守ゟ
令婚姻之儀
寛永十酉年七月十六日死二十四歳

慶長十九寅年

大御番松平石見守組　二百俵　同　大久保京勝

後二百石

其後慶安二百俵ニ成申

元和元卯年迄大坂の役小姓ニ

京勝御見示大坂の宿迄小者ニ

寛永九申年二月廿六日

台徳院殿の御加ゆ入ゆとして合戦ニ

成申

寛永十酉年　月　日　隠居二百石

毛建の二百俵ハ返ー献也
寛文元丑年累代傳領せる
上列新田領石田村并長能林
の城跡となる献也十一月其代也
として上列柴田郡福川村
細谷村のうちにて渡ス
元年二月廿四死六十七歳

元和元卯年

大御書松平忠昌

義直卿御二男 紀州甲賀元

三百石 義直卿御養子

後六百石

義公御見京大坂の石垣ふ手ッ事
度〻

寛永十酉年二月七日並御加恩
二百石上列のうちにて給也九
六百石毛ゟ出

寛永九申年二月廿六日
東徳院殿の御かゝみとして

金藤を給ひ
慶安元戊子年正月晦日の御供小
姓の役を勤し
寛文元辛丑年八月十八日死六十歳

元和元乙卯年
文孫正未年被召
御書院番
寛永年中辞入仕丹順祐組
寛永十八巳年八月廿日死六十六歳

小林藤之助宗次二男
御書院番
小林友信宗次
三番組

元和二庚辰年

大御番松平右京亮 家臣

石川長慶忠右衛門

御番然之人

寛永十酉年二月七日並御加恩二百石

相模国大住郡北川内村ゟ

ゟ武蔵国入間郡ゟ

二条城大御番の者並ゟ

ゟ

石川八蔵忠重 高千石

改名長慶

慶安元子年四月二日御目付

二丁後布衣為之免ゟ

慶安四年　月　日大坂陣負
代りを命ぜられ　月　日陣暇
黄金拾五枚を給り明の夜のうち
八月晦日海を渡て洋渡す
寛文三年六月廿日死六十一歳

元和六年

御首帳

御首帳石見守組　定　岡次郎兵衛義
後奇名右　改久隆

兵衛義り父兵次郎大坂城の籠城仕り
このとき六月九日夜大坂城出
宿迄九列一緒に兵衛義も
列に入て出城の護衛仕候
このとき大坂城にて父り
遺跡高壱千石を給る
寛永九申年二月廿六日

御首帳石見守組久隆実死　嫡

寛永九申年巳月八日 御番衆 大御番組

吉徳院殿の御加くみとして

令辭之

元和六申年十二月

元和六申年閏月

大御番松平右京亮 三万石 高木主馬信房

御番頭之人

三万石 高木主馬信房

後令辭

西丸京大坂の御番少勤の事度く

寛永九申年二月朱六日

吉徳院殿の御加くみとして

令辭之

寛永十酉年二月七日並御加恩

二百石九人扶持

明暦二酉年十月十日大御番組頭

百姓元年　月　日二条城乃
殿下ハ御出馬御服
二ツ目屋ヘ入御
ヲ
百姓二年十二月廿二日御加恩
二百俵九ツ目俵
寛文元丑年秋板倉の家ヘ
ヲ
寛文二寅年十月十八日御先祖
海士[illegible]歩ニ卒仕を頼け給ハ十二月
十七日布衣者ヲ免ス
同年十月朔日家ヲ卯年日光ヘ

御供を命ぜ下ル時の年
正月十六日白銀壱枚ヲ給ハ
御供ハ
延宝六午年九月十七日老職ヲ
列ス同年十二月十日致仕を願
三百俵を給ハ
と云
延宝八申年正月六日死七十二歳

元和六申年

大和番松平右京亮領 二万石 伏見勤番為則

大和番松平右京亮領分高二万石

後二万石

元和八戌年廉米二万俵を給ル

為則京大坂乃警固小堀遠州殿

寛永二寅年伊加賀守二万俵

寛永十酉年二月七日伊加賀二万石

其地小堀遠州殿

相模の国陶綾郡中里村

国立公文書館
National Archives of Japan

慶安元子年　年中月番　大御番組記

同年十二月廿六日大奥ゟ右之通
若君乃御方（嶽有院殿の御事）の御例ゟ書
（武伊之家也）ゟ和也ゟ御取親
ゟなきを作ゟの事ゟて御酒
吸物を給也御番をゟさま御出
出てまゝ御酒を給也ゟ
御前（上臈きく伊之家也）ゟ
辞退ゟて御酒（引ゟ）ゟ
御出ゟてまゝ御酒を給也
是御合ゟふゟ者則

ゟ伊の御取親ゟ進せゟ（武ゟ）
将軍家ゟ也
若君の御方（伊のきく）ゟ
ゟ（きゟ）ゟ
ゟ献ゟ（武ゟ）ゟ
伊（ゟ也）ゟ畏也ゟて
若君の御方ゟ御出ゟ
ゟて
ゟ（武ゟ）伊の
ゟ賀ゟ
御也ゟの也（ゟ）
武服ゟ御指番呉布一打小袖

[illegible]八文を献上仕候ものを
賜ハ[illegible]ハ公双の仕合と
[illegible]
始ハ古日員縁を以て老人
年始の賀を申[illegible]
九月十二日より[illegible]
[illegible]時の幸を存[illegible]
[illegible]
慶安四卯年十月廿四日御加恩二百俵
九七百石
兼嘉元辰年　月　日二条城乃
[illegible]

[illegible]
明暦元未年秋坂城の[illegible]
明暦二酉年十月廿三日御[illegible]
同年十二月廿七日布衣[illegible]
万治元戌年[illegible]十二月廿六日御加恩
二百俵九百石
寛文二寅年十月朔日未の卯の年
[illegible]の御[illegible]
明の卯の年[illegible]
[illegible]
寛文十巳年十月廿九日御[illegible]の間
[illegible]

免さるゝ体なれとも（ゝと仰せらるゝ
所なれはゝ黄金数時賜こそ治世
也ハ為則六十一年のうち引続
事なくゝ門内親の中（有
殊なる賜ものなりゝ仰せ
さるゝ也ゝ黄金小判
寛文十一亥年六月十九日致仕す料
二百俵を給る
延宝元丑年三月七日登城して
道智と云
同年六月朔日死七十四歳

元和七酉年

元和六未年御月

大和国安堵城津寺領 二百石 土屋帯刀貞直

土屋越前守重直嫡
所蔵外之人

正貞京大坂乃強儒小笠原度〻
百石死

寛永元年三月廿九日

元和七酉年

大御番衆加藤清左衛門

二百俵　後に五百石

大御番衆内田六郎兵衛憲利

二百俵　後に五百石

大御番衆内藤左兵衛憲右

二百俵　後に五百石

寛永十酉年二月七日番頭加恩

二百石常陸の国のうちにて

ひきしめ九百石

寛永十二亥年六月朔日父矢部左兵衛

憲信なきに遺跡を継ぐべき子の遺

跡六百七十二俵のうち二百俵を

才若庵ノ憲長ト合川
憲右京大夫ハ離婚ヲ為ス事
度〻
寛文元辛丑年八月十七日於大坂城歳五十六ニ死
憲右ノ嫡子大坂中寺町ノ
正貞寺ヲ以送ル

元和八戌年
慶長十二未年師月
御番衆始相勤
新見七郎兵衛正盛
御番外之人
同年正月ニ光ノ御供ヲ致シ
正信京大坂ノ番ヲ勤ル
寛永二丑年武具ヲ改光ノ御供
平世公儀ノ式ノ事ヲ伺ヒ
御加恩ヲ蔵ノ国新庄郡ニ村
ヲ以テ百石給ル元三百六十六石

新見左兵衛正信
二百六十六石
後二百六十六石
改七郎兵衛
伯耆守

国立公文書館
National Archives of Japan

寛永九申年二月廿六日
右徳院殿御かくれとして金ぎんを
給ひ
寛永十酉年　月　日　大御番組頭
同年　月　日　並御加恩二百石九
六百石
寛永十一戌年妻都小笠原七
郎御使を勤ル
寛永十二亥年　月　日　永の暇ヲ
給ハル御白銀十枚拾貫ニ
給ひ井後も代恩賜ヲ
寛永十四丑年秋板倉の話ハ
ル

寛永十七辰年秋板倉の話ハ
ル

寛永十九午年十月廿六日御目付
西條二百年八月廿日肥前の国
長崎へ御使を仰せ付られ七月
十四日御暇黄金十枚拾貫ニ板倉を
給り七日まゝて長崎へ着
御用を勤めて帰ル八月十九日
江戸へ着す
慶安元子年八月廿六日稲葉淡路守
丹波の国福知山の居城まゝ

自害せしかハ検使として
ちさしの伊豆と新田と北条四郎
黄金拾三枚を給ハる十月ゆゑ
慶安二丑年十月十三日
長松君の家老となり更新知三百石を
給ハる是迄の六百六十石八島四郎兵衛
信義より渡る
慶安三寅年八月十三日叙爵仰出
さるゝ個馬ゆゑとなり
寛文元丑年閏八月十日御加恩
二百石九百石
寛文二寅年閏月十日

虎松君と号さるゝ仰せ蒙る
延宝六午年十月甲刑（素女ともし
来る縁ゆゑ世を去る）（き伊豆
義を頼むゆゑ）六百石の地と
返し獻る二百人扶持を給ハる
是四七石信義の来地武刑
新蔵邸引又拾人扶持より知行と
云
元禄六申年十月十六日死八十九歳

元和八戌年

大御番安部摂津守組　三百騎　小林大御番助宗重

大御番安部摂津守組衆信濃宗次郎殿

後二百石

二千石廉米二百俵を給ひ

宗重京大坂の宿道小七郎事度々

寛永十四年二月七日並書加恩二百石

是迄の廉米も米地ふたし

給ひ下総の国海上郡内にて

ものしてつかまつる

寛永十八巳年八月朔日父失墨

とゝ留なきハ遺流を願ふ
さまゝと今年　月　日いまゝ
父ゝ康茂三百俵を次男金蔵
ふ治ゝ

寛文十戌年十月廿日死六十七歳

元和八戌年七月二日

大御番安部摂津守組　三百俵　松平七郎次勝

三河衆之谷村之士松平右京之進長定嫡

次勝ゝ先祖ハ松平右京之亮忠政と
云て
贈大納言廣忠君に御子まして母を
松平和泉守宗家ゝ女ましましめ
動ハと云りゝこと伝宗家ゝ女素谷村
ゝ殺
神祖の御誕生と年月日ハ常ともに

同一事なり才生のち出家し
業を谷村小左衛新と云 神祖の御腹書の御先者
なり二子ふ生一ロ 神祖と同一事諸ふ
布布とふ〳〵 ム一免
道勝君和泉守宗ふり女ふ相偶一てかえせ一
よ水野家より御婚の事と云ありしに宗ふ
う女八御ゆ妻と云ふもいく寺ふりて業を谷村よ
うり一まゝ〳〵せて水野家のかをむりしい
廣忠君も度〳〵業を谷村御清御ゆせくよ
うりて主人の男子をもうけりひこ子のち
出家一て擬新と云
勢と忠政ハまゆふ〳〵もゆ〳〵二廣忠君の御る
ゆて業を谷村ふりて人とゆり永禄八戊年
神祖西の弘御ゆもゆさら戌の時忠政郎ふ
ゆふ 道勝君の御伯母御洋有て御落涙
ありて一字御建立陽雲山廣忠寺と御号
ひさも才擬新とゆりく開山とゆり一清八五十
貴久の他をゆせ清ひ 御伯母のうち御自筆
ゆて御主判小御成名御係業ゆそもも天
ゆり西の弘御供一世時願田弘ゆ清り
右京亮ふゆりさもこと所石さもて信長より
ゆ家ゆ御拝藏の一の名とふ御甲十衆の主長

かゝ事なり業とゆりさもまゆこをゆけを御自筆
を清さもりまゆ家宝ふ生一とて清ひ所
菱の九紋所の御服をゆりさもと波の字を留紋ゆり
生一ゆ生ハ御花押のゆりもゆもゆ忠政甲
清ゆりとの御伯母を義母忠政八慶長四丁卯年正月十三日
業を谷村ゆて死一ゆゆ二人孫三郎庶久酒井家
ゆつく〳〵いまふゆ孫ゆり次男右京之進長清三列
ゆりりゆゆゆゆ七藏長定三列ゆりゆ右京之進と
ふゆゆゆ波勝孔ゆのとゆ大番の列ゆ入ゆる

忠政ハ三列業を谷村ゆふりく死一
ゆゆ次男右京之進長清ゆ三列ゆりゆ
長ゆゆ七藏長定 後右京之進 ゆ業を谷村と
ゆゆゆる波勝仕官とのゆゆみゆるゆハ
御所小石さもて大御番の列一
入ゆる 波勝孫長久定忠明寛保二年卯年十一月
十七日御才尾張に御ゆ一遊座ゆて長井
地を業ゆ二百五拾石とゆゆゆる御ゆる長久波勝延享
二丑年九月十二日家柄を只石さもゆ石出さもゆ三百俵を
清ゆる

寛永二壬申年廉永二四歳ニ成ル
後勝永大坂の居城ニ入る
寛永九申年二月十六日
台徳院殿の御かくみとして金幹を
造る
寛永九申年巳月八日御小性組阿部對馬守組

元和九亥年

大御番安部摂津守組　八百十二石　内五百九石

長野越中守藤原人道江戸嫡孫某組
長野三右衛門房次萬願
御番外之人

長野権左衛門英明

英明の父三右衛門房次ハ光秀
仕り慶長九辰年石出さるる
御中りまあるは
常陸介殿へ進ちゃん若陸国にて
八百石を給り彼御家に慶長
十六亥年九月十八日死二十九歳
なり英明ハ慶長九辰年

神祖へ拝謁し奉り累ねて是も又
岩清水殿へ仕へ奉りて大坂の役にも
随ひ元和二丙辰年正月
将軍家へ召返されし同月江府に下り
母とゝも大御番に入られしとぞ
元和九癸亥年摂津国にて食邑千二百石を
采地と賜る　越中守輝政ハ母方の兄なる故にて　兄小田原の北条に仕へ後筆
を執事につかへして右令をもりしめすも
時を得へし母其母の人々北ゆるさし不和にて
小田原亡ひし後輝政を豊臣殿下に召して三ぎに
使へ事りし時中ふくめりしたるに度々
きりしと中なくしくし乃事なりしかとおもひ
中務に仕へしく世主とたのむにしこの事殿下
にも聞へきこは寸況或籠をけて亡ししが其や
又小田原家亡ひし時よ出りて殿下の日本の軍
勢数をもちしして随ひ給ひ自ら馬をすゝめ先陣に
月を経る事りなりて亡ひし事天下に名高

とかくこうしけるにやなれとえてかの度
なりしかをとしらハ殿下聴し召されし聞しよ
ばかりにものゝ為とてこそ羅をゆるし給ひて我よ
仕へなしらの事なりしにいまた小田原家亡
先途を見守殿下に仕へしん事かなふ也へ
すとやをしかハこもとをとゆるさせし菩天の下
我儘よあるまとふ事なく主を定めし恩をん
その為母にまましめる義士なりまじはこを候よか下
さまたし秀吉の意ならんにかなふ由りしす
仕へのこうハかまえてかくしとて元和年
石をさづけられて寛永列に入られし沒事
の後年を経ぬ道しし其こて座右に侍し
りし太閤豊臣の所ハ神祖の御に徳よ随ひ
奉り奥の御陣よ供奉しし下野の小山まて
石田の乱起りし時列侯の牧伯御使を下されし
えうしやき山名道河がと江戸入道を令ちなき
こを鎮とるしぬ是等ハ元とより諸侯乃
勤よなりしさせしは其の人の賞とうけすまじと
舟かる歳の御使をとあやまちなりしむ高家
の御免羅とハふ過しさ事のあやまちをち
なる事をかんかさせらひて事を令
きもとして八歳人の文章をとハ中ふるるとへ
るゆるとはいハかも立事もしとこそ知ハなわね

なりといふ事一世上に成り行く功労ハ
加藤福島等の若ふあさく〳〵おもふ〳〵
世上に成り出るの仕様をこそと撰ぶを業代の
御家人と利家をすして二人の入道と
さうまを市家をたのもしまを伊豆さま迄
事ともよくこそ御覧と侍〳〵しハ福島市ハ
御味方ハ有りしなりたるよく所時の使
とあやまちも出ともハ 神祖の御孝大令と
ふ〳〵まし〳〵事ハ出まを器の事ハ創業
のさ為〳〵けあ〳〵しかとハ〳〵ともハ関東の
一戦ハ天下掌握ハ敵をしこそ〳〵にハ乃
ましともいかゝ〳〵且ハ為仁の比をなく
にこ為ましともいかゝ〳〵世ハ為ふ家
家の若御味方ハ家しうしなきまを
こそ余市家乃ハ之の無を愛し百戦乃功
ありとも世と成の御使ハ寡ハ開国の功
とハ〳〵 白雪ハ寡ハ安陸ハ為乃世上
おまへの方 新参ハ姫まていけり かハおまへの方
をとふ為まていハ居ハおを〳〵中世ハ
とハまは或〳〵ハ白雪をなまをてあまへの方
の正為せをふ有ハいさるも世語を為ハ姫
ありハしちく〳〵て見家してとふをを
ておまへの方にもとくを作りしに白雪

我等おまへの方ハゆりなくハいらをを世乃
ハなりうねをんとを益なまをとて事ハ事を
おまへの方ハ方をまをしいくをさくなくいと
ハけなくしてを思おまへの方も深く恨を
てをまをのハまをのハまりしふ 神祖をうち
為世語ひてをもいかゝ若ふりとて事紙
恨を居 神祖をりをおまへの若ゆりの若
なりとてとふをけをしかハをくゆり
なくとも事おをさ夏の人とおまをりを
まり世をりを為ふ為〳〵しとりをくの作
りしふ白雪ハ為てをを為ゆりの事ハ
をををくいりを為をををしてせんなりおくまを
作を為しを事なまハ我乃為御使の若
まをくを中〳〵我ハ小家の事をを人御恩
孫化をとふしてハ御小御殿の右ハ在
為をを婦人乃ゆりのにをかくしを世の
人やをを事を公私の如ハ為ふ寸見まを
初なきをりハ為ハ人のをとを寸故室の
方ハ在しをりに方ハ使して若人を
取しめ寸豊臣の徳下ハ家をしを我三寸乃
ををて小命をを為まをんを世しに我三寸乃
笠を為ふ為ふ秀吉乃御感ハあハりり
家人家乃在り連り又御為家小家を関ふ

原の一戦起りしも一先普代相伝の御家人と並ぶ者家の者（清康）と称めて
給ひ候しを無是等之れ人のかとかさる
廣ひろ世ひろ（いろ）大事の御使ども
多り勲功の功とあるもたんもちろ（ろ）
もと実我徴名顕さ（ざ）るもの寸毛ろ
婦人のゆりと成て流小を賞行なま
ろてとろ（ら）きん事公私の名えいく
あくん我足有まいく寸有小世作ま法
しやたろ（ろ）うふ（ふ）ろ（ら）すとやろ（ら）ろう
神祖徳一石まあ（ま）くしに世（ま）ろ（ら）ま
号を一ふたろ（ら）さうやと成隠ふ主事の我
号を一たたろ（ら）さうと家と作り行て
のろ（ら）まはろ一事とも作りの行てゆろの
事ハ世作中をせろふ事もなくなりきさ
まと融通う基男三郎市つ房次と常陸徽
ろ一屬をてまま又房次うる桧ろ作つ英明
とも主ひて一ろうち常陸小徽ふ屬をき
英明十七年ふ及云（云）ふ（ふ）孫藩中小立（立）ふ
者ふ悲すと作有て　将軍家ろ石さまま石
大番ふ列し御ふ上にまくみろう英明ハ
世ふ文ふ作ろう家ろう英明ハ国平を文房明
義孫流主就世法云御ゆりの者ふまを文

寛永二寅年

寛永二寅年三月十四日小十人頂

同年御加恩二百石右廣国にてひろ
九十二百十二石六斗七升九合

寛永九申年正月日光の御供ろ
寛永九申年正月日光の御供ろ
随ふ世ふ雲稿乃地ふて三列乃
任中酒文雲ふ（と）ふ者諸状と

（ふ）者ろうふ（ふ）紀藩ふ殊ふ世法ふん事と
させのふ（ふ）ろまを　将軍家ゆ一ふま寛永
十ふ寅年二月廿日紀伊屬（屬）ふて世和ふ千
石と法ろ伝老職ふ至ろ叙爵して伊賀ま
とれろ元孫ふ高野山の僧徒流刑のとふ
紀藩の國と示を一ふ（ふ）ろ世ふ等ま
ふれ（れ）者ろ家業と云（云）一（ま）者天人ふ
手ふ（ふ）ふ（ふ）ふ孫ま金と法て今に
さうふ（ふ）ろ

[illegible]

夢ゆめ[illegible]

[illegible]

[illegible]

感じ[illegible]

寛永十四年八月十日所書院黄縅鎧

同年十二月十八日伊加恩七百石追加

[illegible]

寛永十三年淡路の[illegible]

ある

寛永十六年又淡路の[illegible]

慶安元年淡路の[illegible]

[illegible]

寛永十七辰年正月四日光の[illegible]

[illegible]

慶安四卯年二月十六日夢[illegible]

諸士のうち無法大力剛猛の

者と撰ばれ[illegible]に池田[illegible]

三位殿[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

慶長四年六月十八日御法度覆

明暦元年朝鮮ノ信使来聘
ありしに三列参府延引と人々
ちらせし八月十一日清水寺人全拙
時服三領遣シ夫より参府へ
年ごとに四月と云ふ事
帽子将軍と云し二使小童接待
世子朝鮮より白綿一百疋
鮮の奥の使者と贈ル又上より
紬羽織若干と贈ル九月廿八日
ゆて帰国す
明暦二年二月十九日江戸大火

御城炎上ノ時ハ梅林門清水
門ハ焼ル事無ク其外
西丸(後ろ)ハ焼ル事ナシ
御城ハ焼て三年ト
御門の部ハ世ノ中ノ島居ハ
ありて其外ハ全部
橋田の部田と塗籠ル
百万石ノ年十月九日
御年雅楽頭忠清朝臣の部
上野丹波伝吸喰ひそうに居部
出ス居城使令ハ新ク三部

ときうしばらく噂とまうし出て
夜々と立佐入参城して夜ふけに候を
薬ゝ名具をとゝのへ今井口を
開くまうし候ありしにこと
表正信吾存なおもらし申廿八
こと御使を召るとまうしけりて
止ける
寛文二寅年十二月朔日東卯年
正月日光の御供を命せらるゝまゝ
路の事のとゝのへし正月廿六日旅粮
の料白銀百枚十枚賜はる吏より同月
病あるまゝ御供に随ひ奉り

組中と引かくされ一も為る病
甚しるまゝは医学院の道によて
医療を命せらるゝ同月十九日には
御男甲源千郎友明 小姓組久保出羽守組
と御議離に存まゝ英明を知りて
其組の寄諸闘合と指揮せしと
作出るまゝ友明に仰付て英明ハ
病を助て饗る門生に医療乃
こゝろしなく
寛文三卯年八月廿六日死六十四歳

元和九癸亥年十二月

元和九癸亥年閏月

大御番安部摂津守組　二百石　阪室八郎左衛門昌勝

阪室八郎左衛門昌長嫡

御番外之人

昌勝世とゝ伏見の邸宅に住する
へき所なきゆへ[illegible]
元和元年大坂の籠城に[illegible]度と
寛永九申年二月廿六日門[illegible]
全とゝて全中あと[illegible]
昌勝下谷市亜[illegible]門に入る高麗
八郎流の島[illegible]抄とゝ[illegible]

入道のおれうたい

寛永十一戌年正月十四日死八十歳

元和九亥年

大御番安部摂津守組　二百俵　三雲新二郎成時

大御番組頭三雲新左衛門成長長男

元和元年二百俵を給ひ

以降京大坂の留亡年より

寛永十二亥年十月晦日死

寛永十二亥年十月廿九日於二条城歳五十三歳死

寛永元子年閏十二月

上田万之助元次郎

御番外之人

慶長十三申年閏月

大御番安部摂津守組 二百十六石

上田万之助元勝

後二百十六石

六百十六石

元勝事大坂の陣に小者事度々
之後武具を御洗の時小者にて
鎧よろくそなへの武具を
拵しとて慶長めさせのち事
大方なりしにして御加恩百石
凡二百十六石

国立公文書館
National Archives of Japan

寛永十一年二月七日並び賀恩
二百石の総の国葛飾郡細井村
にて給地九百十六石

寛永十九年十月八日大御番一組与頭
正保元申年　月　日二条城の番
を勤め清水脇田沢村陸奥に
て給地九百十六石

慶安二亥年秋板橋に法蓮寺
寺領加恩二百石九百十六石

寛文二寅年秋板橋に法蓮寺
寺領加恩二百石九百十六石

寛文八申年迄二条城の番を勤
寛文十一亥年迄二条城の番を勤
寛文十一亥年迄二条城の番を勤

寛永元子年十二月

大御番組新番頭長三郎

大御番安部摂津守組　三百俵　三雲内記成賢

後二百五十俵
内百五十石

後手代衆

寛永二丑年十二月廃米二百俵と
俸禄
其后六十俵を加へ総高五百六十俵
寛永九申年二月十六日
台徳院殿の御加へ人ひとりて合六十人
俸禄

寛永十二年

寛永十四年二月七日並河加恩
二百石九百石
寛永十二年父の遺跡八幡小弥太
伊と為す
寛永十二年十二月十日御書物奉行
延宝二寅年九月廿日御表御門
切手番被仰付
天和二戌年七月廿二日並河加恩二百石
九百八十石
貞享二丑年十一月十六日辞入酒井
能登守組
元禄二巳年六月十日死八十二歳

寛永元子年

大御番安部摂津守組 寛永二甲寅歳
大御番安部摂津守組 二百俵 青木寅之助義綱
後六百十石 後 新六兵衛
遠江守

其后慶安二百俵を給ひ
義綱弟大蔵の宿亜小弟を事度
寛永十八巳年 月 日病死 百
十石是迄の二百俵八人一人離る

慶安二丑年二月十日御用番
同日御加恩二百俵九百十石

慶長二年閏十月廿九日

摂津国西成郡加賀の石橋庄の国役免

十石

主殿上にてのち

明暦元年閏正月十二日

御所司より叙爵仰出さるる関白

御免を蒙りて遠江守となる

寛文十年閏十月廿八日御使事奏聞

延宝元年閏十二月十六日京都小路

一時辱なりしも

主上の仰を蒙りし事関白

御免しなりしとぞ

京都より

勅諚をもさまして放免せ給ふ

宣旨小公家衆の書輪をもらる

天和元年正月廿一日

勅願法輪寺宰相宗量卿為

主上うちうの

勘当を仰られて黄衣番を下

一位なるまし

新院御所より

法皇の宸翰の色紙を給ひ

天和二年第二月廿七日辭寄合小列
天和三癸亥年十二月廿五日致仕ス料
三百俵ヲ給ス
元禄七年第十二月八日卒 八十六歳

寛永元年

元和八壬戌年閏月

大御番安部摂津守組 六百石 山岸傳八郎宗信
後七百石 改 傳右衛門

山岸信友宗信嫡
御番衆之人

宗信モ又大坂の役ニ被召
ルヽ迄ハ道ヲ学ビ忠孝ヲ心掛
の法ニ不ル事ハ八月九日第ニ至テ
山ヲ出ル
神祖ヨリ毎月一奉ヒ小ニ志
ヲ感シ小作ヲ勤ル

京信伏見京大坂の宿並小宿
有之

寛永九申年二月吉日

台徳院殿の御あつみとして金五拾
枚

寛永十酉年二月七日並に加恩
二百石下総の国香取郡大根村
長山村にて五百石

慶長十二巳年九月大御番組頭

明暦元未年　月　日坂城に詰
小番に御帳面被仰付候ニ
付て此りのちも世恩賜いて

百治元辰年迄二条城の宿並小
有之

寛文元丑年巳月宿数六十二軒

寛永元年

大御番安部摂津守組　与力　貿三郎左衛門

貿助右衛門元成二男

大御番伊丹忠組貿助右衛門元成弟

其ほか二百俵を給ひ

寛永九申年二月廿六日

台徳院殿のもとめ給ふ事ありて金吾

を給ふ

寛永十酉年二月廿日並に加恩二百石

ならびに二百俵幕地小屋一給ひ

武州那羅郡内のうち大橋村の渡村

年号月日不詳大御番組頭

元禄二酉年　月　日御先手頭

元禄十未年二月十七日死七十二歳

寛文七未年二月十六日御徐奉行

寛文八申年二月十七日死七十二歳

寛永二丑年

慶長十八丑年閏月

大御番頭組　二百石　須田長左衛門盛尚

後五百石

盛尚寛永九申年二月十六日

台徳院様の御かゝへとして令献

上洛

寛永十酉年二月七日並御加恩

二百石元五百石

寛永十酉年九月　日大御番組頭

須田長三郎盛政

御番外之人

[illegible]九年　月　日板橋乃儀
小[illegible]ハ市服日浪[illegible]附帳ニ
[illegible]ト無後ニ[illegible]恩賜ヲ
百[illegible]元[illegible]年[illegible]二[illegible]家[illegible]の[illegible]
小[illegible]ト
百[illegible]二[illegible]年八月十二日死千九歳

寛永二丑年

寛永二丑年閏月

大御番安部摂津守組　二百石　天野又兵衛貞政

御番外之人

天野清左衛門貞盛嫡

後[illegible]百石

寛永九申年二月廿六日

名徳院殿の御加[illegible]みとして金[illegible]と

[illegible]ト

寛永十酉年二月七日並ニ御加恩

二百石常陸の国[illegible]弘志[illegible]村

ヲ[illegible]ト[illegible]百石

寛永十一戌年七月十二日死二十歳

寛永二庚寅年

大和番安部摂津守組十騎 寅歳

大和番安部摂津守組 定員 大岡久蔵殿

後二百俵
内百石

後金五郎

寛永四卯年いまゝ原米と唱へ
うち文の迷添二百俵と唱へ
元文元丙辰年大坂の市兵衛より年貢
寛永九申年二月廿二日御かゝえ
金ゝ丸て六十俵と唱へ
寛永十酉年二月廿日亡賀恩

二百石をもつて召抱の二百俵を差知行
注もつて武蔵国幡羅郡上奈良村
のうちをもつて遣元服石
百治元庚寅年九月二日死

寛永卯年十一月十日　松波平左衛門義真
寛永二丑年閏月　御番外之人
大御番安部摂津守組　六百石　松波平左衛門
寛永九申年二月廿六日
台徳院様の御ものみとして令辞
之注也
寛永九申年四月八日新組大御番関義貞守
組

寛永六己巳年

慶長六丑年被召出

大御番安部摂津守組　三百石　安部次郎右衛門

後五百石
六百石

改次郎右衛門

安部源一郎信勝二男
御番外之人

正保元甲申年八月
寛永九申年二月廿六日
右徳院殿の御初めてみとりて今赦
免なり
寛永十酉年十二月十九日薨去仰
二百石常別信之孫平丞村間野村

本村定光村ヨリ出元四百石
并年馬掛市郎右衛門ヨリ加恩百石
凡五百石
寛永十一戌年三番町ヨリ居邸ル
地八百坪ヲ給ル
寛永十九壬年ニ九月九日ニ光相輪
樓ヲ造せらるゝ奉行ヲ命セラレ
ニ事ヲ勤む

寛永二十未年十月　日光使者

日光ニ西年九月廿三日相列三濃奉行
ヒとり高ヲ低ヲ小ヲモ
百治元戌年六月　日蓮宗公ヲ列す

寛文九酉年正月十六日死八十七歳

寛永七午年十二月廿九日

大御番安部摂津守組　百人扶持　山田長右衛門

五歳門番代官山田金兵衛嫡男

扶二百人十石

寛永九申年二月廿七日

台徳院殿御法事ニ付御免ニ成

同年寛永二百扶ニ成

寛永十酉年二月七日並御加恩

二百石武列忠頼ニ付九二百

八十石

慶應二年寅十月廿日死 十八歳

西丸表大坂城番 小姓

寛永八未年

元和九亥年御目

大御番安部摂津守組 二百石右 伴大学清盛改

伴大学清盛御家督相続

御番衆之人

後桂春院

寛永十六卯年市正茂級

慶應元年十二月十日新市番駒井

右衛組

寛永八未年

大御番安部摂津守組　二百石　三田市郷右衛門

御近侍二百石番頭組二男

寛永十酉年二月七日新恩二百石
武州多摩郡中沢村之内

寛永二十未年

若君様市橋摂津守

慶安三寅年九月二日元組大御番
安部摂津守組（序番）

寛永九申年

寛永九申年被仰渡

御番安部摂津守組 二百人宛 小尾伝信 光重

小尾監物 右光次男

御番外之人

光重元亨元年

神祖小田原御陣の砌石垣山

名古屋城築列九戸の御陣と称め

上杉御陣のとき又は入道出家法

御勘氣を蒙りしの御陣

石垣山二百年後と云り

光重京大坂の古戦小田原事度

寛文二卯年八月十八日死九十二歳

寛永十酉年

竹本義太夫勝興順

御書外之人

大御番安部摂津守組 二百俵 竹本備後守

正時

正時亦大坂乃壁書小家の事

〻〻〻

万治元戌年十一月廿日死

寛永十四年

大御番安部摂津守組 四百石 森川[illegible]

馬野大[illegible]宣信[illegible]

元駿河殿[illegible]

宣次[illegible]元駿河殿[illegible]

[illegible]事[illegible]のち[illegible]せ[illegible]

出さま[illegible]て[illegible]地[illegible]大御番小

[illegible]

宣次京大坂の[illegible]小[illegible]

寛文年中辞入本[illegible]組

寛文六年正月八日死八十[illegible]

寛永十一戌年閏十二月廿二日　名取平左衛門長次郎願

元駿河敵元

寛永十一戌年被召仰

大御番安部摂津守組　三百石　名取仔鐵長郎

改　平左衛門

長郎亦大坂乃陣に小手を車

度〻

寛永十一戌年十月廿二日大御番組所

同年十二月廿二日御加恩三百石

九人扶持

寛永二十年七月八日黄門様御代

御加恩三百石九人扶持

同年　月　日伊豫世子加
恩賜ハ恩賜なり
寛文元丑年二月廿八日より
永代ゝ毎月一ツ宛を献ル
同年同月晦日吉利支丹石
補より英国の図（をさる法律を
義ル三月二日伊豫時宜ニ
相渡を法度より英国の図
の法律（永代ゝ世子利を
勝む
寛文三卯年二月十日より
永代ゝ毎月一ツ

寛文三卯年十二月廿八日布氏始
を免さる
寛文四辰年六月廿八日伊豫
時宜ニ相渡を法る
寛文五巳年二月廿八日より永代
ゝ毎月一ツ箱者を献る
同年　月　日伊豫時宜ニ相渡
を法ル
寛文六午年二月廿八日より永
ゝ毎月一ツ箱者を献る
同年八月十日伊豫時宜ニ相
渡を法ル

寛永元年十二月廿六日於駿府
の御豆板の陣屋小充
長知の嫡子豆板の摂津守
遣る

寛永十一年六月

酒井義豊 宗右衛門尉
元駿府城代

寛永十四年被召放

大御番安藤対馬守組 二百石 酒井義豊 宗右衛門尉

改長豊

正亟は一名伊家人にて
駿府御屋敷に属せし伊東にて
のち召放さる

正亟京大坂の家臣小笠原氏
寛文二年十月廿六日御膳物奉行

寛永十一戌年

寛永九申年迄在職

小林吉左衛門惣領

元駿河殿元

大御番安部播磨守組　二百石　小林吉左衛門

寛永十六卯年十月八日御薬込御腰物

持役

兼度元辰年十一月十一日新御番

安西吉兵衛組

寛永十一戌年

神保八郎九郎長利二男
市小姓組

大御番安部摂津守組 三百石右 神保孫右衛長政

長政京大坂江居屋小家ヲ
辞入本多

義俊守組

寛文六午年十月十七日御定ヲ
以テ召出サレ御制禁の時奥
之御ミ一ヶ所ニテ逝被仰渡ヲ
以テ御伺出サレ三百石ヲ取

国立公文書館
National Archives of Japan

寛永十二乙亥年

寛永十酉年十月　日御月　宮崎七郎右衛門勝興

大御番安部摂津守組　三百石　宮崎七郎右衛門成　御番外之人

後七郎右衛門
若狭守

慶安二己丑年八月晦日　京大坂の宿老小年寄年度〻

大納言様御小納戸

義遠元年十二月十三日　加恩
三百俵　九百石　北口布衣法印免さるゝ
万治二己年十二月朔日　加恩八百石

らまつ家絶ス

凡そ百石

寛文六巳年八月廿日東福門院より加恩として百石凡そ百俵を給ひ

同年九月廿日より服より加恩ハ

恩賜なり〻是迄の廩米をおく

ら寺領となり〻給ひ

寛文六年十一月十日家ふ

家門〻〻梅渓〻〻庭鳥の

より拝領と献ず

寛文七未年十二月廿八日叙爵作

出来と若狭守となる

寛文七未年十月十四日より服黄

金拝領服二

存獄を注ず

寛文八申年奉書をもつて尚ゝ

京都所奉行と勤む（家作を

義ず寺力同公十人を加へ給ふ

寛文十申年六月朔日京都所奉行

寺力辞同公仕なり〻給ひ所司代用

人織田丹波迄に弘代と兼帯社の

所用ともに〻〻さるゝ（家作を義ず

けり

同年同月十日より服黄金拝領服二

存獄を注ず

寛文十二子年寅小年ニて相勤

延宝元丑年正月廿七日江戸御奉行
被仰渡加恩五百石九二ヶ五百石ニ成
而儀ヲ注ル別ヶ勤めのうち
八百俵ヲ注ル

延宝八申年二月廿三日辞職会ル
同年七月朔日年六十一歳

寛永十三子年九月廿七日

大御番組六佐橋甚三郎義次二男

大御番安永桂清等組　三百俵　佐橋甚三郎名令

寛永十八巳年十二月廿日慶長二百俵
ヲ注ル

右令ニ京大橋此家ニ小年ヶ

正徳二辰年　八月八日死二十歳

寛永十三子年十二月廿三日

大御番安部摂津守組　山田左平勝時二男

大御番安部摂津守組　三百俵　山田十郎右衛門重秀

寛永十四丑年十二月朔日病死

二百俵を給ひ

重秀弟大坂の富田小六郎の事

度く

明暦二申年七月十二日死

寛永十三丙子年十二月廿七日

御番外之人山上長右衛忠勝由願

大御番安部摂津守組　三番　山上権三郎右勝

後大御番

壬生原茶二百俵を給ひ

右勝京大坂の宿番ふ事を

度く

正保巳亥年九月十二日父久四郎と

ゆふ所の料田ゆ遺跡を

給す

天和年中辞入

組

元禄八乙亥年八月十日死六十三歳

寛永十二乙亥年十二月七日

大御番安部摂津守組 大御番安部摂津守組 三番隊 水上左馬之助

寛永十六卯年十二月七日廃止 寛永十七辰年迄二番隊の名残小隊 代人として年々の

寛永十八巳年三月晦日大御番内藤石見守組

寛永十三子年十二月

大御番安部播津守組 三百俵 長田七郎兵衛尉

後組与力

正保二酉年六月二日 新番 御腰物奉行

国立公文書館
National Archives of Japan

寛永十二年

寛永十四年　月　日　御番衆

大御番安藤清左衛門組　三百石　森川六之助長茂

森川六左衛門長吹組頭

御番衆之人

後六左衛門

長茂京大坂の宿番小者事役

万治二年七月廿九日大御番組頭

同年十二月廿六日御加恩二百俵九

人扶持

寛文元丑年六月八日坂城の警

より年番八御帳面張付時腰之

注申渡後も御恩賜ハリ

寛永十九年壬午

大御番安部摂津守組 三百俵 森川金右衛門 重宗

大御番安部摂津守組若年寄次席 後に百石

寛永十九壬午年十月九日摂津三百俵を給ひ

重宗京大坂の宿番仕る事一度〳〵

寛文六丙午年七月十日御月番石出帯刀の二百俵に返し賜る

寛文七丁未年六月十八日御法花御堂貞享行

寛文八戊申年閏二月城の宿番仕

ふ事

寛文六丙午年八月十日大坂御番

御加恩に百石九百石引小堀彦

右衛門俵を給る

同年十月十八日御暇世話御加

恩ありて恩賜なり〳〵

延宝八庚申年六月十八日於大坂宿番

長崎の番を大坂の禅林寺より

遣る

延宝三卯年十月三日死六十八歳

寛永十八寅年正月二日　雅楽頭若狭守憲長

寛永十二亥年　月　日分知　御番外之人

大御番安部摂津守組　二百八十六俵　雅楽頭若狭守憲長

憲長系大坂城番御番衆

慶安二寅年九月十八日御幕奉行

元禄六酉年十一月廿一日老辞入

小笠原安房守組

元禄十丑年二月十八日死七十八歳

寛永十八寅年十二月廿二日

天野清左衛門貞賢二男

大御番安部摂津守組　三百石　天野三郎左衛門貞重

後又左衛門

貞重ハ兄又左衛門貞政ニ

成の年死ニ子なくして

家ハ絶に成年を経て先

祖の儀を思召され寛永小姓組

て三百石を給て大御番ニ入られる

貞重京大坂の勤番ハ十年ニ

及ぶ

延享六巳年辞入戸田伯耆守組
元禄九申年正月廿九日死七十七才

寛永十八申年

大御番安部摂津守組　大御番　廣戸左七郎次郎頼長

二百俵　廣戸左傳治行隆

二百俵ヲ給ス
行隆京大坂の宿番ヲ勤る事
度々

慶安元子年　月　日　御小納戸　役

寛文三卯年十一月朔日御書院番
内藤若狭守組ヲ入

寛永十六卯年

寛永十六卯年被召返

御番安部摂津守組　二百石　波多野左兵衛

波多野秋澄在綱嫡孫

元駿河殿元

布綱九ヶ条

権現殿の御小性衆より召出さるゝ

三百石駿河殿小屬をもて御事

いたゞく仕ることゝ

召出さるゝ大御番小入さる四地

二百石を給る

寛永十八巳年六月十二日死

寛永十九年六月廿六日

大御番安部摂津守組勤七郎為則為願

大御番安部摂津守組 二番候 伏見勤番御為替

後千石　後勤七郎

正保元申年　月　日　廣茂二番候ヲ

法ヲ

為替京大坂の御蔵米ヲ年度ゝ

慶安元子年三月廿四日帰坐ヲ

加へられなきものよりも賞行

まゝ付て列に入て黄金拾枚ヲ

寛文九酉年閏十月十日まで普

ゆゑに付黄金二枚を給ふ
寛文十一年六月十九日家督五石
を継の二男侍八父の老を養ひ、科
なき故

延宝二寅年九月十七日大番組頭
延宝元辰年二月十八日二条城の番
を勤めまた清水の張板付腰二
を給ふ
延宝六午年十二月十一日御小姓頭
同年十二月十八日布衣免を免さる
天和二戌年閏十月十一日並に加恩五百石
上野の国山田郡今泉村同国邑

楽郡古海村のうち九百五十石
元禄元辰年八月九日辞職金子到来
元禄六酉年十二月六日致仕を科二百
俵を給ふ
元禄七戌年髪を剃りて宝蓮と云
元禄十丑年九月十一日死七十一歳

寛永二十未年十二月十八日

二條御城番員新左衛門正成四男

大御番安部摂津守組　二百俵　覓　七郎右衛門正興

改　新左衛門

其后廩米二百俵を給る

正興京大坂の警備小番を勤る事度々

寛文二寅年十月二日

右馬頭綱吉卿に被為附

其后神田御館の陪奉行となり

三百俵を加へ給ひて凡五百俵

延宝八申年西城へ移し奉り小十人

頃となり後小名さま因家上総介
の組小なり
元禄十一寅年見まてのの百長之兼
小名一ヶ所ヶ郷列児玉郡田中村
同国賀美郡金窪村今泉村七ヶ
本村まて六百石ちかくなる
宝永七寅年六月十二日死

正保元申年六月廿七日　波多野左兵衛尉
寛永十八巳年九月源四郎　小菅清
大御番安部摂津守組　二百石　波多野左兵衛尉
年号月日不知　有元京大夫の弟庄兵衛小弟ら事有
寛文十二子年二月十日死

正保元申年六月七日　阪高孫五郎負次書

寛永十六寅年分和

少番信

大御番安部摂津守組　三百俵　飯高三郎兵衛　風方

改信八郎

風方家大坂の警固小者手当

一百俵元禄年七月十九日新市番後遠

守右衛門組

国立公文書館
National Archives of Japan

奉行と兼帯する仰せを蒙り
延宝二甲寅年十二月十九日死去
御蔵奉行と兼帯する事となる
延宝七巳年六月二日父矢部定
令の跡目一ヶ所遺跡
を賜ふ
元禄二己巳年六月十四日死六十一歳

元禄元戊辰年六月廿九日
御先手頭賀茂春房次男
大番番頭新橋清守組 二百俵 筧異三郎兵衛
天保原米二百俵を給ず
宝暦京大坂の御番小笠原事度
年号月日不知辞入久保山城守組
元禄十一寅年七月十九日死七十歳

正保巳年十二月廿六日

大御番安部摂津守組御番衆被

大御番安部摂津守組二番候　神谷長兵衛殿

後六百二十二石

甚右衛門二百俵ヲ給リ

亜二郎京大坂の警衛小者ヲ事度ク

寛文元丑年八月廿二日御用ニ付二十

二石ヲ以テ二百俵ハ少ク奉ル

寛文九酉年六月十二日小普請奉行

寛文十二子年二月廿七日奥御殿

ヲ遣ハせらるゝ御用ヲ勤ル

として陸奥に下る

延宝元年十二月廿日に塩山の法鐘を鋳造せしめ給ふ

延宝二寅年六月廿日

本理院君新御法事御用を勤めて給ひて白銀十枚陸奥に下る

延宝三卯年九月十日に塩山の御法事御用を勤めて給ひて黄金二枚陸奥に下る

延宝六午年八月十日

高厳院君面の御追福御用を勤めて給ひて陸奥に下る

同年十月十日奥方御殿を造らせられ御用を勤めて陸奥に下る

天和二戌年四月十四日

厳有廟三回の御法参御用を勤て給ひて黄金拾枚陸奥に下る

貞享三寅年六月十日辞入角茂出羽守組

元禄六酉年十二月廿日死

正徳元年十二月廿日

大御番安部摂津守組　三百俵　米倉左兵衛尉重徳

大御番関谷石見守組　百俵　信濃守頃

後二百二十九俵二斗　改　又左衛門

延享元年二月廿六日大坂御金奉行

享保元酉年　月　日　御用二百二十九俵二斗是迄ハ二百俵いつ〳〵

享保元酉年　月　日　京都東二百俵を減り

重徳京大坂の警備小事事殷く

時廉ニ酉年　月　日　御用二百二十

同日 伊加恩百俵元三百二十九俵平
同年 月 日 伊賀世度伊賀
ひきた恩賜なり
天和元酉年三月十日於大坂死
童法の賊を大坂寺町の雷雲寺
に送る

慶安元子年正月十日
大御番稲垣左兵衛尉
大御番安部摂津守組 二番 小堂平伝二郎安光
後を嗣ぐ
二百俵を給ふ
安光寛永二百俵を給ふ
寛文七未年二月十日 新御番 組
市十郎組

慶安元子年六月廿二日

御近習番給米長儀宣行勘頂

大御番安部摂津守組　二百俵　給米二石俵宣宣

後二百俵　後長儀

慶安三寅年十二月　四扶米二百

俵ヲ給ル

宣宣京大坂ハ富士小年ノ事度

百治元戌年十二月　四滑月二百俵

ヲ以ノ二百俵ハ返シ献ル

天和元酉年七月　四御宝蔵番之頂

天和二戌年四月廿二日　並ニ伊加恩

百俵九人扶持

組

元禄六申年九月廿日死六十七歳

辞入仙石周防守

慶安元子年十二月十二日

紀伊殿小番清

慶安元子年　月　日御目

大御番安部摂津守組　三百石　紀伊殿家臣

寛文元丑年六月廿六日大御番組頭

右改京大坂の宮並寺社奉行

同年六月八日坂崎内蔵助小笠原

壱岐守屋敷白浪数十騎ニ成

先ヶ所ニ付き世間騒ぎ

寛文二寅年十二月廿二日御加恩

二百俵九人扶持

寛文四辰年迄二条城の警衛
に当る
寛文七未年秋坂城の警衛に
当る
寛文十戌年迄二条城の警衛に
当る
延宝元丑年秋坂城の宿直に
当る
延宝四辰年迄二条城の警衛に当る
延宝六午年六月廿九日死

慶安三寅年九月二日
大御番安部摂津守組
守一
延宝二甲年十二月三日辞
負二百石
延宝四辰年十二月十日死八十二歳

三田左衛門守綱二男
若年寄市橋守
帰番
三百石
三田市郎右衛門守一
寛文十戌年迄二条城の警衛に当る
延宝元丑年秋坂城の宿直に当る
延宝四辰年迄二条城の警衛に当る
延宝六午年六月廿九日死

慶安三寅年九月二日

大御番安部摂津守組　二百俵　須田長三郎　岩間

大御番安部摂津守組　二百俵　後任百石　後世五俵

兼元原年十二月廿日原米二百

俵ヶ江

岩間弟大坂ヶ岩盛小弟ヶ事度ヶ

万治二寅年　月　日　海月任百石

已迄の二百俵八返し勤る

寛文六午年八月　日　大御番組頭

同年十二月廿日ヶ沙賀二百俵給百石

寛文七未年六月十九日板倉内
膳殿小笠原佐渡守殿ニ被仰渡
服ニ付ハ無後ニ成恩賜ヲ
寛文十戌年迄二番城の番ヲ
勤ル
延宝元丑年秋板倉内膳殿
延宝元辰年迄二番城の番ヲ
延宝八年六月廿六日大坂御城ヲ
御加恩ニ而石丸ヲ石別ニ御役料
千俵ヲ下ル
同年二月松平伊豆守殿ニ
御加恩賜ル

貞享二丑年　月　日伊豆ヲ免
さるる事合ニ列す
貞享三寅年七月十日伊豆先祖頂
元孫元辰年十月廿日伊豆御下
番所
元孫巳未年十月廿六日伊豆を
免さるる小普請ニ入らる大久保
玄蕃頭組となり
元孫十丑年表二番所の郎
伊用なるるにて勤ル
代ヲとして牛込山伏町ヲ
九百坪ニ谷角屋ヲ六百坪

元禄十巳年十一月二日死六十九歳

元禄十巳年の地を注る

慶安二寅年

正保二酉年八月元日被死

大納言稲垣長茂守紹 宣 拾万石御座 後二百俵

拾万石宣旨頂戴

大納言様御拝領

同年廃米二百俵を注る

宣旨二条大坂の宿屋小者る事度

寛文二卯年二月十日御腰物持役

同年巳月四光の御供を注る

寛文巳年十二月廿二日御加恩

八十俵九二百五十俵

寛文十二子年七月十二日御月巳四石

元延の二百六十歳八返し献る
延宝元巳年七月上列の系地
清用なるよしにて献上成列
賀茂新長源村より注ヒ
天和二戌年六月二日新御番仰付
右近将監組より入

慶安庚卯年十二月廿六日　野呂文左衛門亜系惣領
慶安庚卯年　月　日　御暇　小番侍
御番高木主水守組　二百石　野呂文左衛門清系

寛文二寅年巳月辞入　清系京大坂の宿亜小系与事度〻
元禄六酉年十二月六日致仕　浅川長門守組
元禄十一寅年九月二日死

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan